

第 8 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. S ₁ の金額	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額(第5表の⑦の金額)		差引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	③ 千円	
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の⑩+(③-⑥)の金額)(注)		差引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	⑥ 千円	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	⑨ 千円	
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注)③及び⑥の金額に転換社債に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
	⑩	株	⑪	円		
	1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑳、㉑又は㉒の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)		
	⑫ 円		⑬ 円			
1株当たりのS ₁ の金額の計算	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額	
	大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)			⑭ 円	
	中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか低い方の金額	Lの割合	⑬の金額	Lの割合	⑮ 円
	小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 ⑬の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円			⑯ 円	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (相続税評価額) (第5表の⑦の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の⑩+(③-⑥)の金額)(注)		株式及び出資に係る評価差額に相当する金額 (⑰-⑱)	
	⑰	千円	⑱	千円	⑲ 千円	
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑰-⑲)		課税時期現在の発行済株式数		S ₂ の金額 (⑲÷⑳)	
⑳	千円	㉑	株	㉒ 円	(注)③及び⑥の金額に転換社債に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
3. 株式保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮又は⑯+㉒)		株式保有特定会社の株式の価額 (⑭と⑮とのいずれか低い方の金額)	
	㉓	円	㉔	円	㉕ 円	